

TOPICS

東京都・環境確保条例に基づく 「トップレベル事業所」の認定を受けました

当社は、東京都が「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）（※）」において地球温暖化対策の取組が特に優れた事業所として認定する「トップレベル事業所」に認定されました。

これまで、高効率熱源機器への全面的な入れ替えにより最適システムを再構築したり、コンストラクション工事や、更なる効率化を目指し、不断の熱源機器の改良や運用改善を行ってきたこと、さらには全社を挙げて環境対応推進体制を構築し、社員一人ひとりの環境意識を高めてきた結果が、認定に結び付いたと言えます。

なお、当社は本制度の第1計画期間および第2計画期間の通算10年間において「準トップレベル事業所」の認定を継続して受けており、今般、2019年度実績に基づき、第3計画期間の初年度となる2020年度に、初めて「トップレベル事業所」の認定に至りました。

東京都内に同制度の対象となるオフィスビル・地域冷暖房施設等が区分される第一区分事業所は約1,000件ありますが、2020（令和2）年度はトップレベル事業所として14件が選ばれています。

当社は持続可能な社会の実現への貢献、環境負荷低減に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

※温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）とは…

大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所）にCO₂排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度（東京都環境局HPより）

